

平成 25 年 10 月 1 日

外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する意見

認定NPO法人 生態工房

私たち生態工房は地域の身近な生物多様性を保全・回復させるため、東京都内を中心とした地域で地方自治体やNPO、国民と連携しながら外来種の駆除や外来種問題の普及啓発活動を実践しています。活動地域のほとんどでは人間活動によって生物多様性が喪失または低下しており、かつては普通種だった在来種の多くが絶滅の危機に瀕しています。当会では、活動地域において外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」の取り組みを同時進行させ、効果的な外来種対策に努めています。

こうした防除の実践経験に基づき、下記のとおり意見を述べます。

■ 外来種被害防止行動計画（仮称）に関する意見

1) 地域の視点と総合的外来種対策の導入

【対象箇所：第2章第2節5（p.43:19-25行）】

国レベルでの効率的な防除の実施という観点では、外来種を優先順位付け、それらの種ごとに有効な対策を行うことは重要である。しかし、地域で活動するNPOや国民レベルの目標は活動地域の生物多様性を保全することであり、その外来種対策は優先順位に係わらず活動地域で見られる複数の外来種を対象としたり、さらに地域の人々への普及啓発等を同時進行しなければならない場合が多くある。

すなわち、NPO等による外来種対策を進めるに当たっては、種に主眼を置いた戦略的防除を説くよりも、地域に立脚した総合的外来種対策の視点を打ち出すことが、主流化の推進につながると思われる。

2) ミシシippアカミミガメの規制強化検討について

【対象箇所：第2章第1節3（1）②（p.28:35-36行、p.29:1-2行）、第3章第3節1（2）（p.49:9-11行、p.50:3-5行）】

「大量に飼養され、特定外来生物に指定すると飼い主が野外に放つこと等が懸念されるミシシippアカミミガメ等の侵略的外来種については、＜中略＞段階的な規制を行うこと等を検討することが必要です。」

「大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシippアカミミガメ等について、＜中略＞段階的な法規制の導入を行うこと等を検討します。（環境省）」

上記の内容について強く賛成する。今後の課題であるが、法規制の前に野外に大量に捨てられないための対策として、野外への放出防止の呼びかけや、飼育し続ける場合の手続きについて、NPO、動物園、ペットショップ等のさまざまなチャンネルを通じて十分に広報する必要がある。また、飼育の中止を希望する飼養者からアカミガメを回収して処分（または終生飼養）する体制の検討が必要になると思われる。この対策には国が地方自治体と連携して取り組んでいくことを期待する。回収の窓口は地方環境事務所、市区町村、都道府県の動物愛護センターなどの活用を検討して頂きたい。

また、法規制によってアカミガメの代替種が輸入され、再びペットとして大量に流通する可能性が考えられる。その場合は侵略的外来種リスト（仮称）から代替種の定着リスクや侵略性に鑑み、迅速に代替種の規制を検討する等、弾力的かつ包括的な対策が必要であると考えられる。

3) 窓口機関等との連携強化【対象箇所：第2章第2節2（p.42:24-28行）】

国民がオオクチバスやブルーギルの違法放流を目撃したり、野外でカミツキガメを確保した場合、地方環境事務所または都道府県へ迅速に通報することは稀で、多くの場合、警察署、保健所、河川管理事務所、公園管理所など身近な機関に連絡している。国民の窓口となるこれらの機関が外来種対策において果たす役割は重要であり、地方自治体の外来種担当部署とこれらの機関との連携強化、特に通報ルートや個体の受入体制の整備について記載すべきと考える。

また、これらの窓口となる機関は日頃から民間団体等と十分な協力関係を築いておき、外来種対策について適切で迅速な対応をできるように努めることが重要である。

4) 防除活動の制限となる制度の改善【対象箇所：第2章2節2（p.42:24-28行）】

水生動物の駆除を行う場合には、都道府県内水面漁業調整規則の特別採捕許可が必要になることが多い。しかし、この規則では特別採捕の目的を試験研究、教育実習、増殖等に限定していて、「防除」を目的とした特別採捕が認められていない。そのため、防除を試験研究を目的とした活動に書き換えて申請している民間団体が多い。さらに、申請者が公的機関でなければならないという地方自治体もある。国民や民間団体による防除活動を促進するために、制限要因となっている法制度の見

直し・再整備を地方自治体が進めることを明記すべきと考える。

5) ペット業者の役割の追加【対象箇所：第2章2節3 (p. 42:30行～p. 43:9行)】

この項目には p. 20:7-8 行および p. 29:11-12 行の「ペット業者による販売時の適正な飼養や保管のために必要な事項の説明義務」に関する記述を加えるべきである。

6) 目標設定に関する疑問【対象箇所：第1章第4節③ (p. 16:20-32行)】

【現状】として挙げた課題の解決と【目標(2020年)】がどのように結びつくのかがわかりにくい。例えば、p. 16:22 行で【現状】課題が「外来種が適切に管理されておらず」とするのであれば、同頁 24 行【目標(2020年)】「意図的な外来種の導入経路を特定し、うち〇〇%を適正管理する」といった目標にするべきではないか。続けて、同頁 27 行【現状】「有効な対策がとれているか評価することができていない」とするのであれば、同頁 30 行【目標】「非意図的な外来種の導入経路を特定し、各種に対して有効な対策がとれているかを評価する。そのうえで、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いもの(上位〇%)から実施する。」といった目標にするべきではないか。

7) NPO等による外来種対策を加速させる仕組みづくり(防除講習会)【対象箇所：第3章第4節(4) (p. 63:6-27行)】

防除に携わっていなかったNPO等が、従来から取り組んでいる活動に加えて新たに防除を始める(関連記述 p. 43: 23-25 行)ためには、防除の技術をもった人材が必要になる。現場での駆除等の活動の担い手を増やして外来種対策を促進するには、防除テキストの発行や、防除技術講習会の開催が有効だと考えられる。防除技術講習会は、モニタリングサイト1000における里地調査講習会の枠組みが参考になると思われる。このような講習会を地方環境事務所単位で開催してはどうか。また、こうした人材育成の取り組みは、国だけでなく、地方自治体においても推進されることが望まれる。

以上

■本資料に関する問い合わせ■

認定NPO法人 生態工房 (担当: 片岡・佐藤)

〒167-0054 杉並区松庵 3-38-14 尾崎ダイヤビル 2D

Tel&Fax:03-3331-5004, E-mail: info@eco-works.gr.jp

■ 参考情報

＜環境省の取り組みについて＞

昨年度から環境省では 2020 年の愛知目標を踏まえた総合的外来種対策として、「侵略的外来種リスト」と「外来種被害防止行動計画」の策定に取り組んでいる。「行動計画」は、国、地方、事業者、NPO、研究機関、市民などのそれぞれの主体が、2020 年までの外来種対策としてどのような行動や戦略をとるべきかを示した指針である（罰則や拘束力はない）。この中で、国がやるべきこととして「大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシippアカミミガメ等について、＜中略＞段階的な法規制の導入を行うこと等を検討します。」という記載が入る予定である。これは、環境省がアカミミガメを特定外来生物に指定するための検討作業を始めるという趣旨である。

【参照】

外来種被害防止行動計画素案

<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/koudou/koudou3/mat02.pdf>

該当箇所：第2章（p.28:35-36行、p.29:1-2行）、第3章（p.49:9-11行、p.50:3-5行）

行動計画は今年度中または来年度6月までに公表される見込み。よって、環境省では来年度からアカミミガメの特定外来生物指定に向けた検討作業を開始し、2019年までに特定外来指定または段階的な規制等を行う予定である。

過去に要注意外来生物が特定外来生物になった事例はない。アカミミガメが初めての試みである。

＜アカミミガメ特定外来指定検討に至る経緯＞

平成24年12月の中央環境審議会による意見具申において、

「我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって大量に遺棄される等の弊害が想定される外来生物については、弊害が生じないよう段階的な規制の導入等の経過措置を講じた上で、特定外来生物に指定することを検討すべきである。」

という記載を踏まえ、今回の行動計画案で、国はこの外来生物をアカミミガメと明記し、具体的な対策案を示した。